

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置
事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー源の利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 本市における富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境は、先人から引き継がれたかけがえのない市民共通の財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第2条第4項第1号の太陽光及び同項第2号の風力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業をいう。
- (4) 事業者 事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地(継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
- (6) 自治会 その区域に事業区域を含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物を所有する者をいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における景観、自然環境及び生活環境に十分配慮するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第2条に定める基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

- (1) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。
- (2) 豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自然環境を有していること。
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。

2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により抑制区域を指定したとき、又は前項の規定により抑制区域を変更したときは、その旨を告示するものとする。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 太陽電池モジュールの総面積が1,000平方メートル以下の事業及び再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル以下の事業
- (2) 建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業

(届出及び同意)

第9条 事業者は、市内において事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を市長

に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。第13条第1項において同じ。）
- (2) 事業の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

2 事業者は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 事業者は、市内において事業を施行しようとするとき、又は市内において施行している事業を変更しようとするときは、市長の同意を得なければならない。

（同意の制限）

第10条 市長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下で、抑制区域内の規則で定める区域にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規則で定める区域において、事業を施行しようとする事業者は、前条第1項の規定による届出を行う前に、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 自治会に対して、前条第1項各号に掲げる事項について説明会を開催すること。
- (2) 近隣関係者に対して、前条第1項各号に掲げる事項について説明を行うこと。

3 前項の規定は、前条第2項に規定する変更について準用する。この場合において、変更が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

（報告及び立入調査）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対

し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第9条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条第3項の同意を得ずに事業に着手した者

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

(公表)

第13条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後に第 9 条第 1 項の規定による届出をした事業について適用する。